

下水道使用料の減免制度

●個人を対象とした減免

開始時期	平成15年(上下水道料金一括徴収を開始する際、水道料金の減免制度に合わせる形で導入)
減免対象	①児童扶養手当受給者 ②特別児童扶養手当受給者 ③遺族基礎年金受給者 ④知的障害者(重度(A1・A2)) ⑤身体障害者(1・2級) ⑥精神障害者(1級) ⑦重複障害者 次の2以上に該当:身体障害者(3級)、知的障害者(中程度(B1・B2))、精神障害者(2級) ⑧要介護者(要介護4・5) ※生活保護受給者に対する減免は、令和3年4月1日廃止
減免内容	1月当たり8m ³ までの分の金額

●社会福祉事業を営む者を対象とした減免

開始時期	昭和47年(市内の民間社会福祉施設の代表者からの陳情などを受けて導入)
減免対象	社会福祉施設
減免内容	2割(第一種社会福祉事業)、1割(第二種社会福祉事業)

